

みんなで支え合う

# 国民健康保険



70〜74歳の方へ

## 新しい高齢受給者証を 送付しました

高齢受給者証は、70歳の誕生日を迎えられ、75歳からの後期高齢者医療制度に移行されるまでの方にお渡ししています。お手持ちの高齢受給者証があさぎ色（水色）の場合は、有効期限が7月31日で切れています。

該当する被保険者の方へ、8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証（つすだいいい色）をお送りしましたので、内容に誤りがないかご確認ください。

○ **高齢受給者証を受け取られたら、次のことを確認してください。**

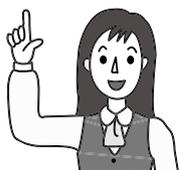
□ 住所や氏名などの誤りはありませんか？

□ 75歳の誕生日を迎えられているのに、まだ高齢受給者証が送られてきていませんか？

※誤りがあれば住民課保険年金担当へ届け出てください。

## 高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、国保の「被保険者証」と、交付された「高齢受給者証」の2つ



を忘れずに提示してください。

かかった費用の1割、現役並み所得者は3割を払うことで医療を受けることができます。

なお、現役並み所得者以外の方については、法律上では2割負担となりますが、国の特例措置の継続により平成23年3月31日までは1割負担となっています。

引き続き入院される方へ

## 限度額適用認定証などの 更新受付を行っています

入院時の医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院中の自己負担限度額と食事が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。お手持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日で切れています。

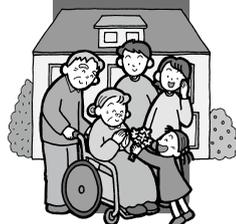
引き続き、新たな認定証を必要とされる場合は、申請が必要となりますので、事前に郵送した申請書を役場住民課保険年金担当まで提出してください。なお、申請は同じ世帯の代理の方または郵送でも行うことができます。

古い高齢受給者証・限度額適用認定証等は、回収しますので、「日野町役場住民課行きの封筒」に入れてポストへ投函してください。もしくは、お近くの役場職員へお渡ししたどうか、役場住民課保険年金担当へ直接お届けください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎②6571 有線⑤7784

## 在宅高齢者等に対するおむつ助成事業

### 介護保険



町では、高齢者等を在宅で介護されている方の経済的負担を軽減するために、おむつの購入費用の一部を助成しています。

#### ●利用できる方

日野町の介護保険被保険者で要介護・要支援認定を受け、常時おむつを使用している高齢者（病院・施設等への入院入所の方は除きます。）の方等を介護している方

#### ●助成金額

☆おむつ使用者が要介護4・5で

介護保険料段階区分が第1〜3段階

月額上限 8,000円

☆おむつ使用者が要支援1・2

または要介護1〜3

月額上限 5,000円

☆おむつ使用者が要介護4・5で

介護保険料段階区分が第4〜7段階

月額上限 5,000円

#### ●手続き

(1) 助成を希望される方は、おむつ助成申請書に必要事項を記入の上、役場介護支援課へ提出してください。

(2) おむつの使用状況を確認した上で、助成の可否を決定して通知します。

(3) 助成の決定を受けた方は、毎年度 年4回の請求月（7・10・1・3月）に、おむつの購入をしたことがわかる領収書を添付して、助成金の請求書を提出してください。

(4) 助成金の支給は年4回、それぞれ指定口座へ振り込ませていただきます。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎②6501 有線⑤7788